

平成27年度使用小学校教科書採択の方針について

平成26年4月
墨田区教育委員会

墨田区立小学校が平成27年度から30年度に使用する教科書の採択について下記のとおり取り扱う。

記

1 教科書の調査・研究及び審議

墨田区教育委員会が教科書を採択するにあたり、必要な調査・研究及び審議は、以下のように行う。

(1) 各学校における教科書の調査・研究

各学校は、教科書の見本本の内容等を教科指導にふさわしいかどうか調査し、調査結果に意見を付して平成26年6月13日(金)までに審議会に報告する。

調査期間は、原則として平成26年4月30日(水)から6月13日(金)までの間とする。

(2) 平成27年度墨田区立小学校教科書調査委員会(以下「調査委員会」という)による調査・研究

墨田区立小学校教科書調査委員会は、各教科別に設置し独自の調査を実施する。各見本本の調査内容を平成26年6月13日(金)までに平成27年度教科書選定審議会に報告する。

調査委員会は、6月13日(金)までの間に、5回以内の回数で開催する。

調査委員会の委員構成

委員長(校長又は副校長)及び各教科の教員の代表[各2~4名程度]

(委員長は、原則として小学校教育研究会各教科部長等から選出する。)

(3) 平成27年度墨田区立小学校教科書選定審議会(以下「審議会」という)による審議

審議会は、調査委員会及び各学校からの報告を受け、地域の実情や区民の意向なども参考に審議し、各教科の見本本についての審議結果を平成26年7月4日(金)までに墨田区教育委員会に答申する。

審議期間は、7月4日(金)までの間に4回以内の回数で開催する。

審議会委員構成(合計11名)

- ・小学校校長会代表1名、小学校教育研究会代表(校長)1名
 - ・調査委員会委員長代表1名 ・調査委員会副委員長代表1名
 - ・地域住民・保護者代表又は学識経験者4名 ・指導室長1名 ・指導主事(統括指導主事)2名
- (審議会の委員構成は、年度により異なる場合がある。)

(4) 調査委員会委員及び審議会委員の選出・委嘱

調査委員会委員及び審議会委員は、平成26年4月30日(水)までに選出し、墨田区教育委員会が委嘱する。

2 教科書の採択

墨田区教育委員会は、審議会からの答申を受け、総合的に判断したうえで、平成26年8月31日(日)までに教科書を採択する。

なお、採択にあたっては、審議状況などを審議会から聴取することができる。